(社)日本原子力学会

第16回倫理委員会議事要旨

日 時 H16.9.10(金)10:10~15:00

場 所 文化交流プラザ「スワニー」(青森県上北郡六ヶ所村)

出席者 西原、班目、安藤、小沢、鐘ヶ江、北村、作田、鳥飼、中安、萩原、松尾、

矢野の各委員、菅沼(佐竹委員代理)(13名)

六ヶ所村の方々約20名(傍聴者)

配布資料

次业1 10 1	笠 15 同及四禾号入钱亩市6 /	/ 安 \
資料 16 - 1	第 15 回倫理委員会議事要旨 ((条)

資料 16 - 2 倫理委員会運営申し合わせ

資料 16 - 3(1) 倫理規程の見直し手順について

資料 16 - 3(2) 基本方針・用語・条文修正(複数提案分)アンケート集計結果

資料 16 - 4 事例集整備状況について

資料 16 - 5 CSR動向調査状況(9月3日現在)

資料 16 - 6 東電問題に関する提言への対応

東電ヒアリング報告 および今後の予定

資料 16 - 7 新聞等切抜・抜粋(電気新聞 8 月 5 日、他)

資料 16 - 8(1) 第 2 回「原子力に関する倫理研究会」グループ・ディスカッション

でのまとめ

資料 16-8(2) 第2回「原子力に関する倫理研究会」倫理委員会からのアンケート

資料 16 - 8(3) 第2回「原子力に関する倫理研究会」速記(案)

資料 16-9(1) 第3回「原子力に関する倫理研究会」開催ご案内(ドラフト)

資料 16 - 9(2) 賛助会員向け C S R / 倫理関係アンケート(案)

資料 16 - 10(1) 文科省科研費「人材教育と技術者倫理」の情報

資料 16-10(2) 「六ヶ所村のみなさまと倫理委員会との意見交換会」について

参考資料 16-1 企業の社会的責任(CSR)と技術者の役割

議事

- 1. 資料 16-1 に基づき前回議事要旨を確認した。
- 2. 資料 16-2 に基づき班目幹事より倫理委員会運営申し合わせ改訂案の説明があり、異 議なく承認された。
- 3. 資料 16 3(1)に基づき班目幹事より倫理規程の見直し手順について説明があった。倫理規程改訂は必要最小限にとどめるという考え方と、よりよくなるならどんどん改訂していくという考え方があるが、後者を基本とすることとした。アンケートと委員会の場での議論を併用して改訂案をまとめていくが、その各段階では必ずしもきちんとした議決は行

- わず、最終案がまとまった後に委員会としての投票を行うこととした。また、意見の不一 致があったときはそれぞれの説明を受け、意見の強弱にも配慮して案を固めていくことと した。なお、最終案のまとめは年度内を目指すこととした。
- 4. 資料 16-3(2)に基づき班目幹事より倫理規程改訂に関する基本方針、用語、条文の修正(複数の提案があった分)に関するアンケートの集計結果の説明があり、続いて項目ごとに意見交換を行った。
 - (1) 行動の手引だけを見ると重複が多いように感じるという問題については、行動の手引は憲章の各条文を説明するものであり多少はやむをえないということで意見が一致した。ただし行動の手引の前文にその方針の説明を加え、読者が違和感を持たないよう配慮することとした。
 - (2) 行動の手引の条文の一部(4-5、5-2、5-3)に組織に訴えるような文面があることについては、削除してしまうのではなく、その趣旨は尊重した上で文章を工夫することとした。すなわち「会員」は基本的には個人会員を指すものとするが、賛助会員と考えてもよいような表現とし、「組織は」のような表現は避けることとなった。なお具体的修正についてはアンケートで問うこととした。
 - (3) 個人の努力だけで遵守可能なものは「・・する。」、周りの者の協力も必要なものは「・・ 努める。」のような表現になっていることについては、その原則を再確認し、それを用 語集で説明することとした。
 - (4) 憲章の条文の並べ方について、2条と4条という安全確保関係の条文の間に3条が置かれるのは不自然という指摘に対しては、3条は4条と関係が深く、4条の前に置かれるべきだということで意見が一致し、このままとすることになった。
 - (5) 「公衆」という用語を別の言葉で置き換えることに関しては結論が出ず、再度アンケートで意見をきくこととなった。なお、「公衆」という表現には強い反対があり、それは尊重することとした。
 - (6) 「福祉」という用語は強い反対はないので、このままとすることになった。
 - (7) 「安心」は「信頼」で置き換えられるところは置き換えていくこととした。
 - (8) 前文第2段落「自己の職務と行為に誇りと責任を持つとともに常に自らを省み,」の後に「想像力を働かせて,」ないし「原子力が人類社会や環境に及ぼす影響を十分勘案の上,」を挿入するという提案は強い支持が得られず、採用しないこととなった。
 - (9) 憲章第1条「会員は,原子力の平和利用に徹し,<u>人類の直面する諸課題の解決に努める。</u>」の下線部を「人類社会が直面する課題の解決に努める。」ないし「その活動により人類の幸福が高まるよう行動する。」と改訂する提案は強い支持が得られず、採用しないこととなった。
 - (10) 憲章第2条「会員は,公衆の安全を全てに優先させてその職務を遂行し,<u>自らの行動を通じて公衆が安心感を得られるよう</u>努力する。」の下線部は「自らの行動を通じて 社会の信頼を得るよう」のように改訂することとなった。なお文章についてはアンケー

トで再確認することとした。

- (11) 憲章第4条「会員は,<u>自らの能力の把握に努め,その能力を超えた業務を行うことに起因して社会に重大な危害を及ぼすことがないよう行動する。</u>」の下線部を「自らの能力の把握に努め,社会に重大な危害を及ぼすことがないよう能力を超えた業務を行わない。」、「社会に重大な危害を及ぼすような不安全業務を行うことがないように,自らの能力を謙虚に把握する。」、「社会に重大な危害を及ぼすことがないよう行動する。」のいずれかに改訂するという提案は強い支持が得られず、採用しないこととなった。
- (12) 憲章第7条「会員は,<u>自らの業務に関する契約が本憲章の他の条項に抵触しないかぎり</u>,その契約のもとに誠実に行動する。」の下線部は「あらゆる法や社会の規範に抵触しないかぎり,その契約のもとに誠実に行動する。」のように改訂することとなった。なお文章についてはアンケートで再確認することとした。
- (13) 憲章第8条「会員は,原子力に従事することに誇りを持ち,その職の社会的な評価を高めるよう努力する。」は「会員は,原子力業務に従事することに誇りを持ち,その業務の社会的な評価を高めるよう努力する。」のように改訂することとなった。なお文章についてはアンケートで再確認することとした。
- (14) 行動の手引2 9については再度アンケートにより意見を求めることとした。
- 5. 資料 16-4 に基づき作田委員より事例集の整備状況について説明があった。研究会で寄せられた事例については、著作権に配慮し、基本的には作り直す作業をすることとした。単に事例を並べるだけでなく「そのような場面ではいかに振舞うべきか」を問うような設問をつけ、体裁を統一していくこととした。原子力以外の事例も取り上げていくことについて再確認した。
- 6. 資料 16-5 に基づき中安委員より CSR動向調査の現状について説明があった。日本の原子力業界組織にとっての CSRとは何かの検討は、第3回原子力に関する倫理研究会実施のため準備しているアンケート結果を参考に方向性を検討することで了承された。なお、そのアンケートはメールで倫理委員会委員にも送付するので、委員は回答することとした。
- 7. 資料 16-6 に基づき安藤委員から東電問題に関する提言のフォロー状況の報告があった。社員等へのインタビューは倫理観向上のための講演会とセットで実施する場合、インタビューの目的に照らして差し支えないことを確認するよう要望があった。学会が提言のフォローのための活動をしていることを東電社内でも宣伝してもらうよう要請することとした。
- 8. 資料 16-7 に基づき萩原委員より電気新聞に掲載された第2回原子力に関する倫理研究会の記事等の紹介があった。
- 9. 資料 16-8(1)~(3)により安藤委員より第2回原子力に関する倫理研究会の記録の整理 状況の説明があった。作田委員が中心となって第1回研究会と同様な冊子を作成すること とした。速記録には各自赤を入れて安藤委員に送付することとした。研究会参加者から集

めた倫理規程への意見も冊子に入れるが、回答は委員会としての改訂案が固まらないとできないので、冊子には回答は後日ホームページで行う旨を書くこととした。参加者から集めた事例は著作権の関係から冊子には原則として入れないが、速記録にも出てくるものについては差し支えの有無を安藤委員が提出者に問い合わせることとした。

- 10.資料 16-9(1),(2)により鳥飼委員より第3回原子力に関する倫理研究会の準備状況の 説明があった。賛助会員向けCSR/倫理に関するアンケート案については、CSRとは 何か理解が不十分な人にも分かりやすいよう工夫するよう要望があった。この研究会はど のような人に出席してもらいたいのかをはっきりさせるべきとの意見もあった。
- 11.春の年会では倫理規程の改訂作業状況についての説明と倫理規程についての会員との議論を中心とした特別セッションを企画することとし、班目幹事、小沢委員が主に担当することとなった。
- 12.資料 16‐10(1)の文科省科研費については引き続き情報を交換していくこととした。
- 13.次回は第3回原子力に関する倫理研究会のある11月19日の午前中に東京大学生産技術研究所で開催することとし、可能なら9時30分からとすることにした。